

コード	名称	区分	コード	名称
事業名	285-01 障害児(者)訓練施設等通所費助成事業	会計	01	一般関係
		款	03	民生費
		項	01	社会福祉費
		目	04	障害福祉費
基本 施策	05 障がいのある人の自立した生活を支える	細目	193	障害者福祉一般事業
		細々目	54	障害者施設通所費助成事業
行革大綱の重点事項番号				
担当部署	コード	130200	担当者 氏名	中出光美
	名称	健康福祉部 障がいの福祉課		連絡先

対象(誰を、何を)	訓練等のため施設へ通所する障がい児(者)又は保護者	※対象件数
成果(どうする)	通所費用を助成することにより、施設への通所が容易になる。	
根拠法令・要綱等	伊賀市障害児(者)訓練施設等通所費助成事業実施要綱	
開始年度	平成 16 年度	関連事業
終了年度	平成 22 年度	
H22 事業 内容	訓練のため週2回以上施設に通所している障がい児(者)又は保護者に対し、通園費用の一部を助成する。 助成額：(1)公共交通機関を使用する場合は ＝通所に係る交通費の1/2 (2)自動車を利用する場合 ＝距離数により日額100円～500円 (3)いずれも1ヵ月の上限は10,000円とする。 平成22年度助成者数 73人	
社会情勢 の変化等	障害者自立支援法の施行により、対象施設の見直しを行った。 申請は、対象施設を通じて默契し、制度の周知啓発を行っている。	

整備内容(「施設の建設」「整備事業」のみ記入)	
1 建設用地	
2 建設面積 (延床面積)	
3 規模・構造	
4 総事業費	千円

運営体制(「施設の建設」「施設の管理・運営」のみ記入)	
1 運営主体	
委託先	
2 配置人員	人
3 年間運営費	千円
4 市内の 類似施設	

活動 指標	指標名	単位	実績値		目標値	
			H21	H22	H23	H24
			助成者数	人	目標 70 実績 75	目標 75 実績 73

成果 指標	指標名	指標設定の考え方	単位	実績値		目標値	
				H21	H22	H23	H24
				助成者率	%	目標 100 実績 100	目標 100 実績 100

投入 コスト	直接事業費計(A)	H21 決算	H22 決算	H23 当初予算	H24 当初要求
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
		2,676	2,726	2,340	2,340
A の 財 源 内 訳	国庫支出金				
	県支出金				
	地方債				
	その他				
	一般財源	2,676	2,726	2,340	2,340
	事業投入人件費(B)	0.1人	0.1人	0.1人	0.1人
	フルコスト(A)+(B)	3,396	3,446	3,060	3,060

判断の基準(該当項目に○をつけてください)		備考欄(特記事項)
必 要 性	法律(条例は除く)で実施が義務付けられている事業	施設への通所にあたっては、事業所が全ての範囲をカバーすることは困難なため、公共交通機関や自家用車による通所はやむを得ない状況であることから、通所費の助成は必要である。
	個人の方だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティネット)を整備する事業	
	特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて対象者以外の第三者にも利益が及ぶ事業	
	事業開始からの目標・目的を概ね達成している事業	
	市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業	
有 効 性	市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業	事業を継続することにより、障がいのある人の施設通所が促進される。
	国や県、民間が同様のサービスを提供している事業	
	市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事業	
	民間のサービスだけでは市域全体に望ましい質・量のサービスが確保できず、これを補完・先導する事業	
	受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス対価の徴収ができない事業	
進 展 度	事業の対象や環境の変化により、事業ニーズが薄れていない事業	【○をつけた場合、ニーズの具体的内容、根拠となるデータ等判断理由】
	財政状況を考慮し、事業を休止した場合、市民生活への影響が大きい事業	
	当初設定した計画を 100% 実施している。【計画に遅れが生じている場合、改善策】	
	予算の繰越の有無 無	
	【予算の繰越がある場合、繰越の種類】	
効 率 性	他の事業主体の活用、事業移管が可能である。	【事業名】
	基本施策の中で類似・重複する事務事業がある。	
	受益者負担を求めることができる事業である。	
	全体コストにおける負担構成は適正である。	
	コストに見合った効果となっていない。効果を絞り込むことでコストを削減する余地がある。	

昨年度の評価結果に基づく改善策への取り組み状況	事業所送迎分の助成について、平成23年度で障害者自立支援対策臨時特例基金の特別対策事業である通所サービス等利用促進事業が終了するため、 「285-02知的障害者施設送迎サービス事業」と統合し、平成24年度以降送迎サービスを行っている事業所に対する助成基準を来年度の事務事業評価シート作成までに検討する。
改善策	【状況】 計画のとおり進んでいない 【詳細】
昨年度の取組状況	三重県都市福祉事務所長連絡協議会より、現在の県の助成制度を継続してもらうよう県へ要望を提出したが、県も国に要望するとの回答であった。

担当課長氏名	清水 由美
事業の方向性	【方向性】 現状維持 【理由】 施設への通所にあたっては、事業所が全ての範囲をカバーすることは困難なため、公共交通機関や自家用車による通所はやむを得ない状況であることから、通所費の助成は今後も必要である。
現時点における課題、その他	障がいのある人の施設通所の促進のためには県の特別対策事業が終了しても、市単独での助成費が必要であるが、現在の財政状況では助成金額等の見直しが必要である。
課題、その他に対する改善策(いつまでに、何を、どうする)	今年度中に「285-02通所サービス利用促進事業」とあわせて助成額の見直しを行なう。